## 「群馬パーセントフォーアート」推進条例について

## 条例のポイント

- ▶ 県予算や民間からの寄附等による「安定的な財源供給」を全国で初めて条例に位置づける
- ▶ アート教育による始動人育成やアーティストが自立できる環境を整え、アートが地域固有の歴史や風土、文化などの触媒となって、新たな価値の創造や地域経済の活性化を図る
- ▶ 地域経済の活性化により生み出された資金が次のアート振興へとつながる、アートによる好循環を生み出す

## 【パーセントフォーアートとは?】

アーティスト支援として、アメリカで20世紀初頭に生まれた「1% for art」は、今では欧米を中心に制度化されています。

本条例では、「1% for art」の精神を生かしながら、群馬県が目指す考えに合致した、新たな「群馬パーセントフォーアート」制度を導入するものです。

他にはない価値を持ち、 人を惹きつける求心力を持つ群馬県 県民の幸福度向上 観光 アート 安定的な財源供給 ・県予算から一定割合 ・民間からの資金調達 アート教育の実践 地域経済の活性化 アーティストが育つ 県民、市町村、事業者が主体的にアートに携わる

## 「群馬パーセントフォーアート」推進条例(骨子)

前文

- 経済社会の成熟化、グローバル化、デジタル化、価値観の多様化に 伴い、地域の差別化が困難な時代において、多様性や独自性の象徴 であるアートを活用し、群馬県で他にはない魅力を生み出す
- 1 趣旨(第1条)
- 他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県の 実現及び県民の幸福度の向上をアートの力で叶える
- 2 定義(第2条)

▶ 本条例の対象となるアート等

3 基本理念(第3条)

夢 遵守すべき理念

4 県の責務(第4条)

- ▶ 県が守るべき責務
- 5 各主体の役割(第5~7条)
- ▶ 県民・市町村・事業者の役割

6 基本的施策(第8条)

- ▶ 県が実施する施策
- 7 予算措置・公表(第9・10条)
- ▶ 県の予算措置と取組の公表